

◇平生町提供サービス

令和7年11月1日現在

・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。

詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課 連絡先	備考
			必要	不要		
1	身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免	障害のあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について減免を受けることができる		○	税務課 0820-56-7114	同一世帯であること（同居も可）
2	低出生体重児の届出	パートナーによる代理届出		○	健康保険課 保健班 0820-56-7141	
3	育児相談	妊娠・出産・子育てについての相談		○	健康保険課 保健班 0820-56-7141	
4	産前・産後サポート事業	妊娠中又は出産後間もないため、心身がすぐれないお母さんの家事や育児の一部を支援		○	健康保険課 保健班 0820-56-7141	
5	妊婦支援給付金の申請	給付手続きについて、パートナーが代理申請できる		○	健康保険課 保健班 0820-56-7141	
6	カンガルーノひらお育児応援給付金	乳児を養育する保護者に対し、その乳児が使用する紙おむつ等育児用品の購入費用等を補助		○	健康保険課 保健班 0820-56-7141	
7	乳児全戸家庭訪問（赤ちゃん訪問）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への訪問		○	健康保険課 保健班 0820-56-7141	
8	出産準備教室	パートナーと一緒に丈夫で元気な赤ちゃんを産み、育てるため、母体の変化や育児について学習ができる		○	健康保険課 保健班 0820-56-7141	
9	離乳食学級	パートナーと一緒に離乳食の始め方や進め方、作り方のポイントを学習できる		○	健康保険課 保健班 0820-56-7141	
10	要介護認定の申請	要介護認定について、パートナーが代理申請できる		○	健康保険課 介護保険班 0820-56-7115	
11	後期高齢者医療制度関係手続きの申請	後期高齢者医療制度関係手続きについて、パートナーが代理申請できる		○	健康保険課 保険年金班 0820-56-7115	申立書や本人の資格確認書等の預かりがあれば申請可
12	介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出	介護ケアマネジメントの手続きについて、パートナーが代理で届出できる		○	健康保険課 介護保険班 0820-56-7115	
13	介護保険被保険者証等の再交付申請	介護保険被保険者証等の再交付申請について、パートナーが代理申請できる		○	健康保険課 介護保険班 0820-56-7115	
14	在宅高齢者等紙おむつ給付事業の申請	パートナーがサービスの利用申請ができる		○	健康保険課 介護保険班 0820-56-7115	
15	緊急通報装置設置の申請	パートナーがサービスの利用申請ができる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
16	はり・きゅう施術費助成の申請	パートナーがサービスの利用申請ができる		○	健康保険課 介護保険班 0820-56-7115	
17	認知症高齢者家族等支援事業の申請	パートナーがサービスの利用申請ができる		○	健康保険課 介護保険班 0820-56-7115	
18	外出サポート助成事業の申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
19	身体障害者手帳の交付申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
20	療育手帳の交付申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
21	精神障害者保健福祉手帳の交付申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
22	重度心身障害者医療の申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
23	自立支援医療の申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
24	障害福祉サービス等の申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
25	特別障害者手当の申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
26	重度障害者福祉手当事業の申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
27	障害児福祉手当の申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
28	難聴児補聴器購入費等の助成申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課 連絡先	備考
			必要	不要		
29	日常生活用具給付申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
30	補装具費支給申請	パートナーが申請を代行できる		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
31	生活保護相談	生活保護に関する相談が可能		○	町民福祉課 地域福祉班 0820-56-7113	
32	国民健康保険関係手続き	国民健康保険関係手続時、同一世帯住所であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示で委任状は不要		○	健康保険課 保険年金班 0820-56-7115	世帯が異なる場合は、委任状の提出が必要
33	国民年金関係手続き	パートナーが代理で手続きができる		○	健康保険課 保険年金班 0820-56-7115	委任状の提出が必要
34	死亡届の届け出	同居するパートナーによる届出が可能		○	町民福祉課 戸籍班 0820-56-7113	
35	火葬・埋葬許可申請	火葬にかかる火葬場の使用許可申請が可能		○	町民福祉課 戸籍班 0820-56-7113	
36	災害証明（火災以外）の届出	自然災害等によって居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理で届出をすることができる		○	総務課 地域安全班 0820-56-7111	
37	DV被害者相談	家庭内暴力（DV）に関する相談・支援ができる		○	地域振興課 まちづくり班 0820-56-7120	